2022 年規定審議会採択立法案一覧表

2022 年 4 月 10~14 日 米国イリノイ州シカゴ

□は日本よりの提案 □RI 理事会よりの提案

採択:A、 修正案として採択:AA、 否決:R、 撤回:W、

撤回とみなされる: CW、理事会付託: RB

採択立法案 緑枠 理事会付託 青枠

クラフ	"運営			
番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
22 – 01	ロータリークラブの目的を改正す る件 第 2680 地区 (日本)	クラブの目的を簡素化し、「ロータリーの発展に寄与するとともに、ロータリアンがロータリーの目的すなわち奉仕の理念を学び、実行することを奨励し育むこと」に変更	標準3	R 71:394
22-02	ロータリークラブの目的を改正する件(台湾)	クラブの目的に、ロータリーの中核的価 値観の達成を目指ことを追加する	標準3	R 178:293
22-03	ロータリークラブの目的を改正す る件 第 2760 地区 (日本)	クラブの目的に、ローターアクトクラ ブにロータリーとその活動等について 啓蒙(啓発) する機会を増やすことを 追加する	標準3	R 83:396
22-04	衛星クラブの命名規定を改正する 件(カナダと米国) D5060	衛星クラブの名称は、その衛星クラブ の会員が選ぶものとする	標準2	R 212:271
22-05	口頭による退会申出をクラブが受 理する手順を規定する件 (米国)	退会の手続に、書面のほかに口頭による 申し出を追加する	標準 13	R 201:281
22-06	クラブ委員長が理事会メンバーと なれるようにする件 第 2660 地区 (日本)	常任委員会委員長をクラブ役員に追加する	標準 11	R 186 : 298
22-07	クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件 第 2780 地区(日本)	理事会のすべての会合後 30 日以内に、 書面による議事録を全会員が入手でき るようにする	標準7	A 329:155
22-08	クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件 (アイルランドと北アイルランド)	理事会のすべての会合後 20 日以内に、 書面による議事録を全会員が入手でき るようにする	標準7	R 124:356
22-09	年次総会において現年度の中間報告と前年度の財務報告を採択することを定める件第2570地区(日本)	年次総会で、現年度の中間報告と前年度 の財務報告を附議し、採択されなければ ならない	標準 7	R 229 : 250
会員				
22-10	バランスの取れた会員基盤の構築 要素に公平さとインクルージョン を加える件 (インド)	各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進 するようなバランスのとれた会員基盤 を構築するよう努めるものとする	R 細則 4	A 420 : 56
22-11	年齢または障害を基とした入会制限を禁止する件 (スイス) 修正	入会条件の多様性、公平さ、インクルージョン を推進するような均衡のとれた会員構成の中に、年齢、障害の文言を追加する	R 細則 4	R 142:340
22-12	二重会員の禁止を廃止する件 (スウェーデン、ブラジル、米国)	会員が、複数のクラブにおいて積極的に 活動し、例会に出席できるようにする	R 細則 4、8	R 135:342
22-13	会員がクラブの所在地域に住居または事業場を有する要件を削除する件 (米国)	会員が事業場または住居を所属クラブ の所在地域内もしくはその周辺地域に 有する要件を撤廃する	R 定款 5 標準 13	A 402:75
22-14	正会員がどのクラブに対してでも 入会候補者を推薦できるようにす る件 (ブラジル)	会員は、どのクラブに対してでも新会員 を推薦することができる	R 細則 4	A 329:151
22-15	衛星クラブの会員に関する規定を	複数の異なるロータリークラブが存在	R 細則 1、4	A

	改正する件 (カナダと米国) D 5060	できる地域において従来と異なる衛星 クラブを設けることにより、新たな成長 の機会が生まれる。	標準1、8	308:160
ロータ	ーアクト	♥/1/級云が-工よ40°3°。		
22-16	ローターアクターの年齢制限を設ける件 (台湾)	18~40歳のローターアクターにより構 成されるものとする	R 定款 5 R 細則 4	R 183 : 292
22-17	ローターアクターの年齢制限を設 ける件 (インド)	30歳以下の若い成人により構成される ものとする	R 細則 4	R 212 : 268
22-18	ローターアクターが RI 委員会の 委員となれることを明文化する件 (RI 理事会)	ローターアクターがあらゆる RI委員会 にも応募し、委員を務めることができ るようにする	R 細則 17	A 393:79
RI 役員				
22-19	会長候補者の指名に関する規定を 改正する件 (台湾)	RI 会長の選出後 5 年間、同一国出身の 候補者の指名を禁ずる	R 細則 10.050	R 137:342
22-20	会長選挙と理事選挙の一連の締切 日を変更する件 (RI 理事会)	IT化により、RI理事ならびに会長の選挙に関連する一連の締切日を短縮する	R 細則 10.030 10.040、10.070 10.090、11.030	A 413:71
22-21	理事および理事指名委員会委員の 資格条件を改正する件 (RI 理事会)	推薦される前の 36カ月間に、少なくとも 2回のロータリー研究会と 1回の国際大会に出席していなければならない資格条件を削除	R 細則 5.080 11.020	A 280 : 208
22-22	理事指名委員会委員の資格条件を 改正する件 (インド)	指名された時点において、すでにRI国際大会およびロータリー研究会への出席経験が含まれることとする	R 細則 11.020.	W
22-23	理事の資格条件を改正する件 (ノルウェー)	ガバナーを務めてから少なくとも 3 年 が経過していなければならないとなっ ている理事資格要件を削除	R 細則 5.080.	R 210 : 275
22-24	理事選挙におけるクラブ投票手続きの一連の締切目を改正する件 (インド)	IT 化により、理事選挙におけるクラブ 投票手続きの一連の締切日を短縮する	R 細則 11.030.	W
22-25	ガバナーノミニーの資格条件を改 正する件 (RI 理事会)	ガバナーノミニーの資格条件を、少なく とも 5 年以上ロータリアンであるこ と、またはそれと同等のリーダーとして の経験を積んでいるものとする	R 細則 16.010. 16.020.	2022 年 2 月理事会 取り下げ
22-26	ガバナーの資格条件を改正する件 (ノルウェー)	少なくとも 7 年以上ロータリアンである要件を削除	R 細則 16.020.	R 161:324
22-27	RI 理事会にロータリアンの元役員 身分を剥奪することを許可する件 (RI 理事会)	いかなる者も、元役員としての身分を剥奪された場合は、目的が何であれ元役員 とみなされないようにする	R 細則 6.050.	RB 選事会付託
国际口	ータリー (一般) ゾーン内セクションの変更過程を	理事会のゾーンを変更する権限にゾー	R 細則 11.010.	A
	改正する件 (RI 理事会)	ン内セクションを変更する権限も含ま れていることを明確にする		380 : 92
22-29	ゾーンの境界線を見直し、変更する 手続きを改正する件 (米国)	ゾーンの構成を見直す目的の委員会を 設置し、ゾーンの境界が定期的に見直 され、再編成されるようにする	R 細則 11.010.	W
22-30	RI のガバナンス構造を定期的に見 直す件 (ノルウェー、デンマーク、 スウェーデン)	定期的に、外部のコンサルティング会社 を雇い、RIの組織ガバナンス構造に対 する包括的な見直しを実施する	R 細則 5.010.	R 152 : 321
22-31	RI のガバナンス構造を定期的に見 直す件 (スウェーデン)	定期的に、外部のコンサルティング会 社を雇い、RIの組織ガバナンス構造に 対する包括的な見直しを実施する	R 細則 5.010.	W
22-32	RIBI 役員の定義規定を改正する件 (RIBI)	RIBI 審議会を率いるロータリアンの肩書を「会長」から「議長」に変更するとともに、RIBI を代表する役員の名称を更新する	R 定款 7	A 423:43

ロータ	リー財団(管理委員会)		
22-33	ロータリー財団管理委員会の構成 を改正する件 (スイス)	管理委委員会の構成を会員の地理的分 布に反映させるとともに、管理委員の4 名がRIの元会長の規定を2名に減ずる	R 細則 22.020.
国際口	ータリー(雑誌)		
22-34	機関雑誌において全会員に電子版 を、希望者に印刷版も提供すること を規定する件 (ブラジル、チリ)	会員は機関雑誌を電子版を受領し、さらに印刷版も受領することを選択できる	R 細則 21.020.
22-35	雑誌購読を任意とする件 第 2660 地区(日本) (ブラジル、アルゼンチン、スペイン)	「環境の保護」の観点から、機関雑誌 の購読者となることを選択できる	R 細則 21.020.
国際口	ータリー(クラブ)		
22-36	新クラブ加盟の最低会員数を下げる件 (米国)	新クラブは少なくとも 15 名の創立会 員を有するに変更	R 細則 2.010. W
22-37	加盟金に関する規定を RI 細則か ら削除する件 (ブラジル)	RI 加盟金の支払いを、新クラブに対し 免除しようとするもの	R 細則 2.010.
22-38	地区に対して訴訟を起こしたクラブもしくはローターアクトクラブを加盟停止または終結する権限を 理事会に与える件 (ブラジル)	法人としての地区に対する訴訟を妨げるために、クラブ の加盟を停止または終結するの条件に、地区に対する訴訟を含める	RI 細則 3.020.
国際口	ータリー(委員会)		
22-39	RI 委員会に関する規定を改正する 件 (RI 理事会)	常任ならびにその他の委員会の規定を 明確化し、常任委員会以外の委員会は必 要に応じて設置できるようにする	R 細則 17.010.
22-40	青少年交換委員会について規定する件 (ブラジル、イタリア、リトアニア、 タイ、台湾、アルゼンチン、米国、 カナダ、オーストラリア)	常任委員会に 6 名からなる青少年交換 委員会を加える	R 細則 17.010.
22-41	インターアクト委員会について規 定する件 (米国)	常任委員会に 6 名からなるインターア クト委員会を加える	R 細則 17.010.
国際口	ータリー(会議)		
22-42	RI 理事会による直接対面式の会合の数を制限する件 (ブラジル)	理事会は、年 3 回を限度として直接対面式の会合を開くも のとし、規定審議会の年度には、さらに 1 回、直接対面式の会合を開くことができる	R 細則 5.060.
22-43	元会長審議会の規定を RI 細則から削除する件 (米国)	元会長審議会は、実質的にいわば同窓会 であり、経費の観点から廃止する	R 細則 20.030
国際口	ータリー(管理運営)		
22-44	事務総長の任期を 2 期までとする 件 第 2590 地区・第 2840 地区 (日本) (台湾)	事務総長は一度に限り再選されること ができる	R 細則 6.040.
22-45	事務総長の任期を 4 年とし 2 期までに限る件 第 2640 地区、第 2650 地区(日本)	事務総長の任期は 2期 8年を超えてはならない	R 細則 6.040.
人頭分			
22-46	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会) 修正	2023-24年度半年ごとに米貨 36 ドル 50セント、2024-25年度半年ごとに米貨 37 ドル 50セント、2025-26年度とそれ 以降には半年ごとに米貨 38 ドル 50 セントへ増額する。	R 細則 18.030.1
	حلد حوا	(修正動議) 2023-24年度には半年ごとに米貨37ドル 50セント、2024-25年度には半年ごとに	

		NATIONAL PROPERTY OF THE PARTY		
		米貨39ドル25セント、2025-26年度に半年でとに米貨41ドル。		
		年ことに木貝41トル。 23-24: 4\$、24-25, 25-26: 3.5\$値上げ		
22-47	40 歳未満の会員に対する人頭分担	40歳未満のロータリークラブ会員の人	R 細則 18.030.1	
22-41	金を改正	頭分担金は、ローターアクトクラブ会	11 // // 10.030.1	
	第 2730 地区 (日本)	員の額に準ずる		
22-48	人頭分担金を 2022-23 年度の額に	2023-24年度、2024-25年度、2025-26年	R 細則 18.030.	
22 40	据之置く件	度の人頭分担金は半年ごとに米貨 35	16 // 10.000.	
	(ブラジル)	ドル13 50セントに据え置く		
22-49	最低 10 会員分の人頭分担金を支	クラブもしくはローターアクトクラブ	R 細則 3.020.	
22 10	払うことをクラブとローターアク	の会員数が 10名に満たない場合は、仮	R 細則 18.030.3	
	トクラブに義務付ける件	に会員数が10名である場合に支払うで	10 // // 10:000:0	
	(インド)	あろう金額と同額を支払う		
22-50	クラブ報告および会費支払いの期	新会長・幹事の負担を減少させるた	R 細則 18.020.	
00	日を改正する件	め、クラブ報告および会費支払いの期	R 細則 18.040.	
	(インド)	日を7月 1日から7月10日に変更する		
22-51	人頭分担金を月払いとする件	RCおよびRACにおける人頭分担金を同額	R 定款 11	
01	(ブラジル)	とし、さらにその支払いを月払とし、	R 細則 18.030.1	
		2023-24年度とそれ以降には月ごとに米	R 細則 18.040.	
		貨 5 ドル 92セントとする。		
国際口	ータリー(財務)			
22-52	監査委員会と監査済み財務諸表に	「監査済み年次報告書」の内容を、本	R 細則 17.060.	
0_	関する規定を改正する件	組織全体の「年次報告書」で報告され	R 細則 18.080.	
	(RI 理事会)	る項目ではなく、現在の慣行に基づい	R 細則 22.040.	
	(て、監査済み財務諸表において米国会	27 11 713 2210 221	
		計基準 (US-GAAP) に準じて報告される		
		項目とする		
22-53	理事会が RI 準備金からの支出を	理事会は、準備金からの支出を必要と	R 定款 6	
	報告する場所を改正する件	した特別な事情について、国際大会だ		
	(ノルウェー)	けでなく規定審議会でも報告する		
22-54	RI の予算と年次報告書をロータリ	RI予算と年次報告書を RIのウェブサイ	R 細則 18.050.	事前審査
	ーのウェブサイトで公開する件	トにおいて公表することを明記する	R 細則 18.080.	A
	ーのウェブサイトで公開する件 (韓国)	トにおいて公表することを明記する		A 433:41
22-55	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される	ロータリーが公開する会計文書に発生	R 細則 18.080.	
22-55	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される 事項を改正する件	ロータリーが公開する会計文書に発生 した支出の詳細を含めることにより、		
	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される 事項を改正する件 (ブラジル)	ロータリーが公開する会計文書に発生		
	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される 事項を改正する件	ロータリーが公開する会計文書に発生 した支出の詳細を含めることにより、		
	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される 事項を改正する件 (ブラジル)	ロータリーが公開する会計文書に発生 した支出の詳細を含めることにより、 透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案	R 細則 18.080.	
審議会	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される 事項を改正する件 (ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の 提出方法を改正する件	ロータリーが公開する会計文書に発生 した支出の詳細を含めることにより、 透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案 および決議案の提出方法の規定を明確	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030.	
審議会	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本)	ロータリーが公開する会計文書に発生 した支出の詳細を含めることにより、 透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案 および決議案の提出方法の規定を明確 化する	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040.	
審議会	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される 事項を改正する件 (ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の 提出方法を改正する件 第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊	ロータリーが公開する会計文書に発生 した支出の詳細を含めることにより、 透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案 および決議案の提出方法の規定を明確 化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030.	
審議会 22-56	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040.	
審議会 22-56 22-57	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本)	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050.	
審議会 22-56	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正す	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在よ	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050.	
審議会 22-56 22-57	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050.	
審議会 22-56 22-57 22-58	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー)	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070.	
審議会 22-56 22-57	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050.	
審議会 22-56 22-57 22-58	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の閉会までいつでも」から規定審議会の開	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070.	
審議会 22-56 22-57 22-58 22-59	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件第 2580 地区(日本)	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の開会までいつでも」から規定審議会の開催前の12月31日までに短縮する	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070.	
審議会 22-56 22-57 22-58	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件第 2580 地区(日本) 決議案に欠陥があると見なされる	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の開会までいつでも」から規定審議会の開催前の12月31日までに短縮する 欠陥のある決議案と見なされる要件の	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070.	
審議会 22-56 22-57 22-58 22-59	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件第 2580 地区(日本) 決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の開会までいつでも」から規定審議会の開催前の12月31日までに短縮する 欠陥のある決議案と見なされる要件のうち、(b)(c)を削除し、既に実施さ	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070.	
審議会 22-56 22-57 22-58 22-59 22-60	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件第 2580 地区(日本) 決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件第 2680 地区・第 2840 地区(日本)	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の開会までいつでも」から規定審議会の開催前の12月31日までに短縮する 欠陥のある決議案と見なされる要件のうち、(b)(c)を削除し、既に実施されている行為を決議案の対象とする	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070. R 細則 7.050.	433:41
審議会 22-56 22-57 22-58 22-59	監査済み年次報告書に記載される 事項を改正する件 (ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の 提出方法を改正する件 第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊 急制定案の種類を規定する件 第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件 (ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案 締切日を改正する件 第 2580 地区(日本) 決議案に欠陥があると見なされる 理由を改正する件 第 2680 地区・第 2840 地区(日本) RI 細則における矛盾を解消する件	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の閉会までいつでも」から規定審議会の開催前の12月31日までに短縮する ケ陥のある決議案と見なされる要件のうち、(b)(c)を削除し、既に実施されている行為を決議案の対象とする 指名委員会手続における締切日の矛盾	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070. R 細則 7.070.	事前審査
審議会 22-56 22-57 22-58 22-59 22-60	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件第 2580 地区(日本) 決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件第 2680 地区・第 2840 地区(日本)	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の開会までいつでも」から規定審議会の開催前の12月31日までに短縮する 欠陥のある決議案と見なされる要件のうち、(b)(c)を削除し、既に実施されている行為を決議案の対象とする	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070. R 細則 7.050.	433:41 事前審査 A
審議会 22-56 22-57 22-58 22-59 22-60	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件第 2580 地区(日本) 決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件第 2680 地区・第 2840 地区(日本) RI 細則における矛盾を解消する件(RI 理事会)	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の閉会までいつでも」から規定審議会の開催前の12月31日までに短縮する ケ陥のある決議案と見なされる要件のうち、(b)(c)を削除し、既に実施されている行為を決議案の対象とする 指名委員会手続における締切日の矛盾を解消する	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070. R 細則 7.050. R 細則 11.020. R 細則 11.020. R 細則 12.030.	事前審査
審議会 22-56 22-57 22-58 22-59 22-60	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件第 2580 地区(日本) 決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件第 2680 地区・第 2840 地区(日本) RI 細則における矛盾を解消する件(RI 理事会) 決議審議会に提出された決議案ま	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の閉会までいつでも」から規定審議会の開催前の12月31日までに短縮する 欠陥のある決議案と見なされる要件のうち、(b)(c)を削除し、既に実施されている行為を決議案の対象とする指名委員会手続における締切日の矛盾を解消する	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070. R 細則 7.070.	433:41 事前審査 A
審議会 22-56 22-57 22-58 22-59 22-60	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件第 2580 地区(日本) 決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件第 2680 地区・第 2840 地区(日本) RI 細則における矛盾を解消する件(RI 理事会) 決議審議会に提出された決議案または緊急制定案に欠陥があるとし	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の開会までいつでも」から規定審議会の開催前の12月31日までに短縮する ケ陥のある決議案と見なされる要件のうち、(b)(c)を削除し、既に実施されている行為を決議案の対象とする 指名委員会手続における締切日の矛盾を解消する 理事会が審議会に回付されないと判断した決議案と制定案について、その決	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070. R 細則 7.050. R 細則 11.020. R 細則 11.020. R 細則 12.030.	433:41 事前審査 A
審議会 22-56 22-57 22-58 22-59 22-60	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件第 2580 地区(日本) 決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件第 2680 地区・第 2840 地区(日本) RI 細則における矛盾を解消する件(RI 理事会) 決議審議会に提出された決議案または緊急制定案に欠陥があるとした理由を公表することを義務化す	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の閉会までいつでも」から規定審議会の開催前の12月31日までに短縮する 欠陥のある決議案と見なされる要件のうち、(b)(c)を削除し、既に実施されている行為を決議案の対象とする指名委員会手続における締切日の矛盾を解消する	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070. R 細則 7.050. R 細則 11.020. R 細則 11.020. R 細則 12.030.	433:41 事前審査 A
審議会 22-56 22-57 22-58 22-59 22-60	(韓国) 監査済み年次報告書に記載される事項を改正する件(ブラジル) (事前の手続き) 地区による立法案および決議案の提出方法を改正する件第 2790 地区(日本) 決議審議会において検討可能な緊急制定案の種類を規定する件第 2840 地区(日本) 制定案に関連する締切日を改正する件(ペルー) RI 理事会による見解表明案の提案締切日を改正する件第 2580 地区(日本) 決議案に欠陥があると見なされる理由を改正する件第 2680 地区・第 2840 地区(日本) RI 細則における矛盾を解消する件(RI 理事会) 決議審議会に提出された決議案または緊急制定案に欠陥があるとした理由を公表することを義務化す	ロータリーが公開する会計文書に発生した支出の詳細を含めることにより、透明性を確保する 実情に合うように、地区による立法案および決議案の提出方法の規定を明確化する 理事会が提案できる緊急制定案を前回の規定審議会以降に発生した事態に対応するものに限定する 立法案に対する提出締切日を、現在より6ヶ月遅らせ、立法案の作成により時間的な余裕を与える 見解表明案の提案の締切日を「審議会の開会までいつでも」から規定審議会の開催前の12月31日までに短縮する ケ陥のある決議案と見なされる要件のうち、(b)(c)を削除し、既に実施されている行為を決議案の対象とする 指名委員会手続における締切日の矛盾を解消する 理事会が審議会に回付されないと判断した決議案と制定案について、その決	R 細則 18.080. R 定款 16 R 細則 7.030. R 細則 8.040. R 細則 8.050. R 細則 7.050. R 細則 7.070. R 細則 7.050. R 細則 11.020. R 細則 11.020. R 細則 12.030.	433:41 事前審査 A

審議会	(会議と代表議員)			
22-63	ローターアクトクラブが立法案と	ローターアクトクラブが規定審議会に	R 細則 7.020	2022年2
	決議案を提案し、ローターアクター が投票権を有する審議会議員とな	立法案を提出することを認めることである。さらに、審議会においてロータ	R 細則 7.030. R 細則 7.090.	月理事会 取り下げ
	か 投来権を 有り る 番 戚 云 巌 貝 と な ることを許可する件	ーアクターたちを代表するために、34	R 細則 8.030.	取り下り
	(RI 理事会)	人のローターアクターが投票権をもつ	R 細則 8.040.	
22.24	ᇢᆇᄼᄡᆂᆇᄆᅜᆉᆇᇎᇝᄦᇏᄱᄼ	ローターアクト議員となる。	R細則9.	
22-64	審議会代表議員候補者の推薦規定を改正する件 (台湾)	クラブは、そのクラブの会員 1名のみ を代表議員の候補者として推薦できる	R 細則 9.060.2.	
22-65	直近の 5 名の元会長を投票権を有 しない審議会議員とする件 (米国)	直近の 5名の RI元会長を、投票権を有 しない議員として復活させる	R 細則 9. 110. 6.	
22-66	規定審議会を直接会合またはオン ライン会合で開催できるよう認め る件(ブラジル)	代表議員の様々なリスク低減のため に、直接会合もしくはオンライン会合 形式で招集できるようにする	R 定款 10 R 細則 7.070.	
22-67	決議審議会における緊急制定案の 採択に関する規定を明確化する件 (インド)	すでに採択された制定案の重要性を保 全するため、緊急制定案がRI定款の場 合は 3分の 2以上の支持を、RI細則の 場合は過半数の支持を必要とする	R 定款 16 R 細則 8. 120. R 細則 25 標準 19	
22-68	規定審議会の議事録を公開するよう規定する件 第 2840 地区 (日本)	規定審議会の議事録を、規定審議会終 了後 6カ月以内に、RIウェブサイト上 で英語で公開する	R 細則 7.070.7.	
審議会	(その他)			
22-69	採択された決議案にかかわる決定 についてガバナーに通知するよう 規定する件 第 2680 地区(日本)	採択決議案。理事会は、決議審議会が 終了してから 1年以内に、審議会によ って採択された決議にかかわるすべて の理事会の決定について、全ガバナー	R 定款 10	
00 50	国際ロータリー定款を、実質的な変	に通知するを復活する 内容への実質的変更はなく、冗長性の	R定款	
地区運	更を行うことなく現代化かつ合理 化する件 (RI 理事会)	削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。その結果、RI 定款は4 分の1 ほど短縮され、ずっと使いやすくなる。変更の例は以下の通り ・RI の性格と目的を一つの条項にまとめる ・クラブの管理に関する第8 条「管理」の部分の文言を現代化する ・国際大会での投票手続に関する文言を更新する ・どの機関がRI 定款を改正できるかは、RI 細則における組織規定の改正に関する規定で既に特定されているため、RI 定款第16 条から削除	IL ALTON	
22-71	ロータイプの管理の試験的プロジェク	6000以下のクラブを含み、期間を 6年	R 定款 8	
22 (1	トについて規定する件 (RI 理事会) (オーストラリア) 修正	以内とした、理事会が適切とみなす監督を伴う試験的プロジェクトを実施。 RIBIとオーストラリア・ニュージーランドを含むゾーン8内に試験的なガバナンスプロジェクトを実施する	R 細則 14.020	
22-72	地区の境界の変更基準を変更する 件 第 2780 地区(日本)	理事会は、クラブ数が 20未満またはロータリアンの数が 1,100名未満の地区の境界を変更、またはそれらの地区のクラブを近隣地区に編入または統合、あるいはクラブ数が100またはロータリアンの数が 5,400名を上回る地区を分割することができる	R 細則 15.010.1	
22-73	地区境界の変更における施行期日 の延期を規定する件	地区の境界を撤廃または変更するすべ ての決定については、それらの施行期	R 細則 15.010.1	

	(ブラジル)	日を少なくとも 4年間延期する		
00.54			D (m = 1 0 000	
22-74	年次地区大会の開催を義務とする	地区大会を毎年開く必須要件を削除す	R 細則 9.060.	
	規定を削除する件	る。それにより、大会を5 毎年開く	R 細則 11.020.	
	(オーストラリア)	か、適切だと判断した時に開くは、各	R 細則 12.030.	
		地区が柔軟に決められる	R 細則 15.040.	
			R 細則 16.030.	
22-75	地区大会の開催の頻度と形式の規	大会は 1年間、開催を停止することが	R 細則 15.040.1	
	定を改正する件	できる。ただし、大会は少なくとも 2		
	(オーストラリア)	年に一度開催されなければならない。		
		大会は、直接対面式、またはバーチャ		
		ル形式で開催することができる		
22-76	地区大会の計画に関する規定を改	ガバナーが、自分の年度に開かれる地	R 細則 15.040.	
22-76			A 和別 13.040.	
	正する件	区大会の開催地と日時を、その年度の		
	(台湾)	クラブ会長とともに決める		
奉仕部	門と行動規範			
22-77	専門能力開発を奉仕の第二部門に、	奉仕の第二部門に、奉仕の理念を実践	標準 6、11	
	職業奉仕委員会を推奨されるクラ	し、「その精神を以って専門能力開発を		
	ブ委員会に加える件	支援していく」を加え、クラブ委員会に		
	(フランス)	新たに職業奉仕を追加する		
22-78	積極的平和を含めるよう奉仕部門	奉仕の第三部門に、地域社会における	標準6	
44-18	検極的平和を占めるより奉任部門 を改正する件 (カナダ)	単位の第二部門に、地域社会における 積極的平和を目指すことを追加	□水十 ∪	
			1-m² 2444 - c	
22-79	高齢者の生活の質の向上を含める	奉仕の第三部門に、高齢者が質の高い	標準 6	
	よう奉仕の第三部門を改正する件	医療と安全かつ快適な生活環境を享受		
	(フランス)	できることを追加する		
22-80	地区と地区を国際的に結びつける	奉仕の第四部門に、各地区が他国の地	標準 6	
	ために奉仕の第四部門を改正する	区と 3年間、理事会により決められた		
	件 (インド)	かたちで結びつけられることを追加		
22-81	標準ロータリークラブ定款に奉仕	奉仕の理念とは人に対する善意と思い	標準定款に新設	
22 01	の理念を加える件	やりの心を自己の生活全般に適用し、	V4. 1 / = V	
	第 2650 地区 (日本)	行動することであるという奉仕理念の		
	37 2000 ZEE (F/F)	定義を新設する。		
22-82	ロータリアンの行動規範を規定す	RI定款と標準ロータリークラブ定款に	RI 定款、標準	
22-02	6件(韓国)	ロータリアンの行動規範を挿入する	定款に新設	
		ローグ ケ / ~ / / 到が軽で 1中/(する)	是	
クラブ	例会と出席			
22-83	クラブが例会を取りやめられる理	定款に定められている4つの理由につい	標準 7	
	由を改正する件	ては、3回越えて続けて例会を取りやめ		
	第 2730 地区(日本)	ることができることを明記する		
22-84	ローターアクターがロータリーク	ローターアクターもロータリークラブ	R 細則 4.090.	事前審査
22 01	ラブの例会に出席することを許可	やロータリークラブの衛星クラブの例		A
	する件(ドイツ)	会に出席できる		426:45
22-85	出席報告の提出義務を撤廃する件	事務総長への各クラブ出席報告の提出	R 細則 4.080.	
22 00	第 2650 地区・第 2790 地区(日本)	義務を削除する	16 // 4.000.	
	(米国)			
00.00		東郊処長。の夕りこづの川廃却生む日	D (mHil 4 000	
22-86	出席報告を月次会員総数の報告に	事務総長への各クラブの出席報告を月	R 細則 4.080.	
	変更する件	次会員総数の報告に変更する		
	第 2570 地区(日本)		D America and	
22-87	出席報告の要件を改正し、奉仕活動	各クラブは、各月の最終例会後 15日以	R 細則 4.080.	
	の四半期報告を含める件	内にそのクラブの月次出席報告を、年		
	第 2660 地区(日本)	度の最終例会後 15日以内にメークアッ		
		プ後の年次出席報告を行い、さらにボ		
		ランティア活動時間と奉仕プロジェク		
		トへの貢献も事務総長に提出する		
22-88	クラブ細則において出席規定の例	例会出席規定を弱めると会員による参	標準 10	·
	外を規定することを禁ずる件	加がほとんどなくなる状況につながる	標準 13	
•		可能性があるため、出席と会員身分の		
	(インド)			
	(1 > F)			
22-80	,	存続に関する例外規定を削除する	標準 10	
22-89	クラブ細則に出席規定の例外を定	存続に関する例外規定を削除する メークアップ期限を欠席する例会の前	標準 10	
22-89	クラブ細則に出席規定の例外を定 めることを禁じ、メークアップの期	存続に関する例外規定を削除する メークアップ期限を欠席する例会の前 後 14日間以内とするとともに、第7節	標準 10	
22-89	クラブ細則に出席規定の例外を定	存続に関する例外規定を削除する メークアップ期限を欠席する例会の前	標準 10	

22-90	例会欠席のメークアップの期限を 改正する件 第 2740 地区・第 2790 地区 (日本)	メークアップの期限を、欠席する例会 の前後 14日間にする	標準 10
22-91	例会欠席のメークアップの期限を 改正する件 第 2760 地区 (日本)	メークアップ期限を、同じ年度の各半 期とする	標準 10
22-92	出席規定の免除手続の規定を改正 する件(台湾)	出席免除規定における理事会の承認を 削除し、ロータリー歴と会員の年齢の 合計が 85年以上であり、少なくとも 20年のロータリアン歴がある人は、希 望があればすべて認めることとする	標準 10
22-93	事務総長の資格要件と報酬上限を 規定する件 第 2650 地区 (日本)	事務総長はガバナー経験者、あるいは それに準ずる経験を持つか、理事会が 認めた者とし、更に、事務総長の年間 報酬上限はUS\$400,000以内とする。	R 細則 6.050. RI 細則 6.100
22-94	新世代交換委員会について規定する件(ドイツ・ブラジル・タイ)	RIの常任委員会に6名の委員からなる新世代交換委員会を新たに設置する。	RI 細則 17.010.